

## 学校法人酪農学園役員報酬等支給規程

### (目的)

第1条 この規程は、学校法人酪農学園寄附行為（以下「寄附行為」という。）第40条の規定に基づき、学校法人酪農学園（以下「学園」という。）の役員（以下「役員」という。）の報酬等の支給について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「役員」とは、理事及び監事をいう。
- (2) 「常勤の役員」とは、寄附行為第20条第2項に規定する理事及び学園において勤務することが常態である役員をいう。
- (3) 「非常勤の役員」とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 「報酬等」とは、役員報酬、役員退任慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 「費用」とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員 役員報酬、役員退任慰労金
- (2) 非常勤の役員 役員報酬

### (報酬等の額の算定方法)

第4条 役員に対する報酬等の額は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、学園理事会（以下「理事会」という。）において決定する。

- (1) 役員報酬 別表第1に定める額
  - (2) 役員退任慰労金 別表第2に定める算式により算出される額
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事由に該当する場合は、役員退任慰労金を支給しない。
- (1) 当該役員が、解任された場合
  - (2) 当該役員が故意又は過失等により学園及び学園の設置する学校に重大な損害を与えたとき若しくは名誉を著しく損なう行為をしたと理事会が議決した場合

### (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 役員報酬 毎月 25 日（ただし、この日が金融機関の休業日にあたる場合は、直前の金融機関の営業日とする。）
- (2) 役員退任慰労金 退任又は死亡により退職した後 2 か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、毎月 25 日（ただし、この日が金融機関の休業日にあたる場合は、直前の金融機関の営業日）に支給する。
- 3 報酬等は、本人名義の金融機関の口座に振り込むことによって支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

#### （費用）

- 第 6 条 役員には、学校法人酪農学園役員等の旅費支給内規（2002 年 10 月 23 日制定）に基づき、旅費を支給する。
- 2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

#### （報酬等の日割り計算）

- 第 7 条 新たに役員に就任した者には、その日から役員報酬を支給する。
- 2 役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの役員報酬を支給する。
  - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の役員報酬額については、その月の総日数を基礎として、日割りによって計算する。

#### （端数の処理）

- 第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。

#### （公表）

- 第 9 条 学園は、この規程をもって、私立学校法第 63 条の 2 第 4 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### （補則）

- 第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

#### （改廃）

- 第 11 条 この規程の改廃は、学園評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

#### 附則

- 1 この規程は、2020 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、学校法人酪農学園役員報酬規程（2017 年 1 月 31 日改正規程）、学校法人酪農学園役員退任慰労金規程（2017 年 1 月 31 日改正規程）は廃止する。

#### 附則（2021 年 7 月 1 日改正規程 2021-7 号）

- 1 この規程は、2021 年 7 月 1 日より施行する。

別表第1（役員の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,500,000 円
常務理事	4月～2月：月額 1,160,000 円 3月：月額 1,240,000 円
学長	4月～2月：月額 1,160,000 円 3月：月額 1,240,000 円
校長	月額 1,000,000 円
非常勤理事	月額 100,000 円
非常勤代表 監事	月額 150,000 円
非常勤監事	月額 125,000 円

※職員給が支給される場合は、学長は 250,000 円、校長は 125,000 円とする。

別表第2（常勤の役員の役員退任慰労金算定式）

役員退任慰労金は、在任する年度毎に下記の算式に基づき積算する。

$\text{役員報酬年総額（役員報酬月額合計額）} \times 0.05$
---